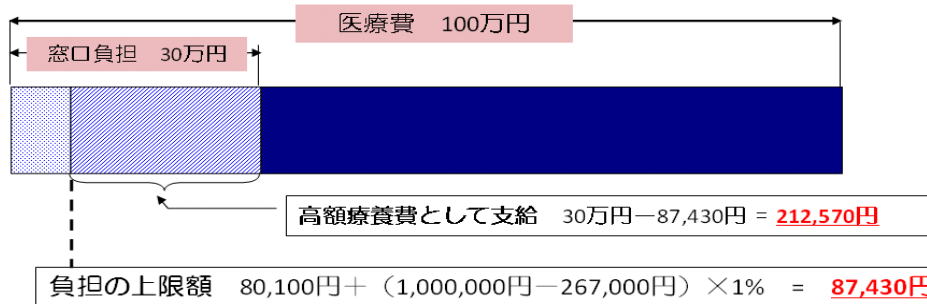


高額療養費制度について

医療機関や薬局の窓口で支払った額（※）が、暦月（月の初めから終わりまで）で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。
※入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。

<例>

100万円の医療費で、窓口の負担（3割）が30万円かかる場合



➡ 212,570円を高額療養費として支給し、実際の自己負担額は87,430円となります。

1) 負担の上限額は、年齢や所得によって異なります

<70歳未満の方の場合>

所得区分	1か月の負担の上限額
上位所得者（月収53万円以上の方など）	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
低所得者（住民税非課税の方）	35,400円

（注）同一の医療機関等における自己負担（院外処方代を含みます。）では上限額を超えないときでも、同じ月の複数の医療機関等における自己負担を合算することができますこの合算額が負担の上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

<70歳以上の方の場合>

所得区分	1か月の負担の上限額		
	外来 （個人ごと）		
現役並み所得者 （月収28万円以上などの窓口負担3割の方）	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	
一般	12,000円	44,400円	
低所得者 （住民税非課税の方）	Ⅱ（Ⅰ以外の方）	8,000円	24,600円
	Ⅰ（年金収入のみの方の場合、年金受給額80万円以下など、総所得金額がゼロの方）		15,000円

2) 更にご負担を軽減する仕組みもあります

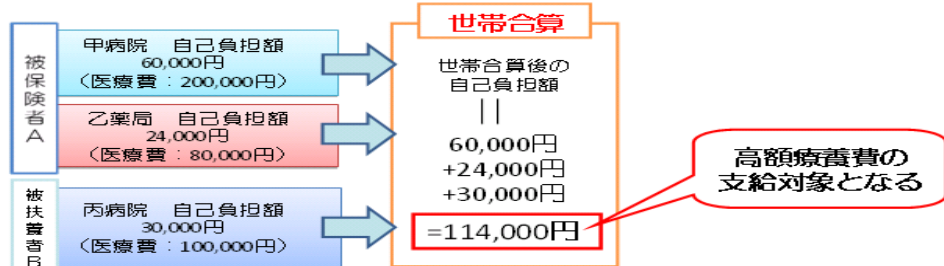
高額療養費制度では、「世帯合算」や「多数回該当」といった仕組みにより、さらに最終的な自己負担額が軽減されます。

(1) 世帯合算

お一人の一回分の窓口負担では、高額療養費の支給対象とはならなくても、複数の受診や同じ世帯にいる他の方(同じ医療保険に加入している方に限ります。)の受診について、窓口でそれぞれお支払いになった自己負担額を1か月(暦月)単位で合算することができます。

その合算額が一定額を超えたときは、超えた分を高額療養費として支給します。

※ ただし、70歳未満の方の受診については、2万1千円以上の自己負担のみ合算されます。



(2) 多数回該当

直近の12か月間に、既に3回以上高額療養費の支給を受けている場合(多数回該当の場合)には、その月の負担の上限額がさらに引き下がります。

<70歳以上の方の場合>

所得区分	本来の負担の上限額	多数回該当の場合
現役並み所得者	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円

(注) 「一般」や「低所得者」の区分の方については、多数回該当の適用はありません。

<70歳未満の方の場合>

所得区分	本来の負担の上限額	多数回該当の場合
上位所得者	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
低所得者	35,400円	24,600円

3) 用意する費用が少なく済みます

(※ 平成24年4月から、外来診療についても同様の取組みがはじまっています。)

加入する医療保険から事前に「所得区分」の認定証を発行してもらうことにより、医療機関の窓口での支払を負担の上限額までにとどめることもできます。このため、一度に用意する費用が少なくて済みます。

※ 高額療養費が医療機関や薬局に直接支払われるため、加入する医療保険に対して、事後に高額療養費の支給申請をする手間が省けます。

※ 70歳以上の方は、所得区分の認定証がなくても、自動的に窓口での支払が負担の上限額までにとどめられます(低所得者の区分の適用を受けるためには認定証が必要です)。

<例>100万円の医療費で、窓口の負担(3割)が30万円かかる場合



★ご不明な点がございましたら医事課までお問い合わせ下さい。

■理念

赤十字の基本理念に基づき、個人の尊厳および権利を尊重し、質の高い医療を提供します

■基本方針

1. 患者様の人権と意思を尊重した病院環境を造ります
2. 急性期医療を中心にして診療を進めます
3. 救急医療の充実に努めます
4. 地域の医療機関等との連携を推進します
5. 国内外の災害時の医療活動に貢献します
6. 職員の教育、研修を充実させます
7. 健全経営に留意して、その結果を社会に還元します

■私たちは患者さまの権利を尊重します

1. 適切な医療を受ける権利
2. 医療に関して知る権利
3. 医療行為を自分で選ぶ権利
4. プライバシーを保障される権利
5. 人権を尊重される権利
6. セカンドオピニオンを受け権利